

第1号の2様式（第4条の2関係）

事前着手理由書

1 事前着手の対象となる事業及び事前着手予定日

対象事業：空調・換気設備交換事業

着手予定日：令和6年5月1日

事前着手をしなければならない理由は、できるだけ具体的に記載してください。

2 事前着手する必要がある理由

本事業において導入予定の設備は発注から納品までに3か月を要する。また、工事の規模が大きく、5か月近い工期が見込まれることから、5月1日までに着手しなければ2月末までの事業完了に支障があるため。

経費ごとに記入してください。また、支払日が複数ある場合は最も早い日を、未定の場合は「未定」と記入してください。

※事前着手を行わなければならない理由を具体的に記載してください。

なお、申請日より前に着手している事業は補助対象とすることができません。

3 事前着手に必要な経費

内容	積算	支払日
設備購入費	1,000,000	未定（納品後）
設置工事費	4,000,000	5/1（着手金分）

注 経費の内容、積算、支払額、支払日等具体的な内容が分かる資料を添付すること。

注)

交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助金の交付申請が採択されない場合又は、補助金の交付申請が採択されても事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。